



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*61 和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第61号

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成8年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第17条第3項の規定に基づく<u>第一種特定海洋生物資源</u>の採捕の数量等の知事への報告に関し、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、<u>第一種特定海洋生物資源</u>に関して漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項の規定に基づく漁業法による海区指定(昭和25年農林省告示第129号)により定められた和歌山県の地先海面(法第2条第1項の排他的経済水域等であるものに限る。)に適用する。</p> <p>(採捕の数量等の知事への報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規則で定める者(以下「報告者」という。)は、<u>次の各号に掲げる第一種特定海洋生物資源の区分に応じ、当該各号に定める漁業を営む者とする。</u></p> <p>(1) くろまぐろ 次に定める漁業を営む者</p> <p>ア <u>定置網漁業(漁業法第6条第3項に規定する定置漁業をいう。)</u></p> <p>イ <u>小型定置網(共同)漁業(和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第7条第2号サに掲げる小型定置網漁業であって、漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業によるものをいう。)</u></p> <p>ウ <u>小型定置網(許可)漁業(和歌山県漁業調整規則第7条第2号サに掲げる小型定置網漁業であって、イによらないものをいう。)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第17条第3項の規定に基づく<u>第一種特定海洋生物資源</u>の採捕の数量等の知事への報告に関し、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、<u>第一種特定海洋生物資源</u>に関して漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項の規定に基づく漁業法による海区指定(昭和25年農林省告示第129号)により定められた和歌山県の地先海面(法第2条第1項の排他的経済水域等であるものに限る。)に適用する。</p> <p>(採捕の数量等の知事への報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項に規定する和歌山県の規則で定める者(以下「報告者」という。)は、<u>漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業であって、まさば及びごまさば並びにまあじをとることを目的とするものを営む者とする。</u></p>

エ 太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐる漁業  
オ その他、上記以外の漁業でくろまぐるを採捕する漁業（以下「その他くろまぐる漁業」という。）

(2) まさば及びごまさば並びにまあじ 中型まき網漁業（漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。）

(知事に対する採捕報告の方法等)

第4条 報告者の法第17条第3項の規定による知事に対する採捕の数量等の報告（以下「採捕報告」という。）に際し、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて知事に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 次に掲げる採捕に係る漁業の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - ア 前条第1号ア及びイに掲げる漁業 当該漁業の免許番号及び当該漁業に使用する船舶の船名
  - イ 前条第1号ウ及び第2号に掲げる漁業 当該漁業に使用する船舶の許可番号及び船名
  - ウ 前条第1号エに掲げる漁業 当該漁業の承認番号及び当該漁業に使用する船舶の船名
  - エ 前条第1号オに掲げる漁業 当該漁業に使用する船舶の漁船登録番号及び船名
- (3) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げをした日（くろまぐるの養殖用種苗<sup>ナ</sup>にあつては、移送用の仮生け簀等<sup>ナ</sup>に入れた日）

2 採捕報告は、前条各号に掲げる第一種特定海洋生物資源について、法第2条第2項に規定する漁獲可能量による管理の対象となる省令第13条第1項の表に掲げる期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。）の区分に応じ、それぞれ月の末日ごとに当該日が属する月の日に陸揚げをされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、当該月の翌月の10日までに採捕の数量の報告書（別記第1号様式。以下「報告書」という。）を提出して行わなければならない。

3 採捕報告は、第一種特定海洋生物資源について知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る当該第一種特定海洋生物資源を陸揚げをした日ごとに当該陸揚げをした日から3日以内に報告書を提出して行わなければならない。

4 前項の規定による報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げをした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(電子情報処理組織による採捕報告の方法等)

第5条 略  
2 略

(知事に対する採捕報告の方法等)

第4条 報告者の法第17条第3項の規定による知事に対する採捕の数量等の報告（以下「採捕報告」という。）は、省令第16条に規定する事項と併せて次に掲げる事項を記載した第1種特定海洋生物資源採捕報告書（別記第1号様式。以下「報告書」という。）を提出して行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 採捕に係る船舶の許可番号及び船名

(3) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日

2 採捕報告は、報告者によって採捕されたまさば及びごまさば並びにまあじについて、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる集計日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされたまさば及びごまさば並びにまあじの採捕の数量を集計し、同表の右欄に掲げる期限までに報告書を提出して行わなければならない。

期 間	集計日	期 限
1月1日から9月30日までの間	月の末日	当該月の翌月の10日まで
10月1日から12月31日までの間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで

3 採捕報告は、まさば及びごまさば並びにまあじについて知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、まさば及びごまさば並びにまあじを陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に報告書を提出して行わなければならない。

4 前項の規定による報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合におけるまさば及びごまさば並びにまあじを陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(電子情報処理組織による採捕報告の方法等)

第5条 略  
2 略

3 電子情報処理組織を使用して採捕報告をしようとする者についての前条第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「記載した採捕の数量等の報告書（別記第1号様式。以下「報告書」という。）を提出」とあるのは「入出力装置（第6条第1項の規定により知事の指定を受けたものに限る。次項及び第3項において同じ。）から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録」とし、同条第2項及び第3項中「報告書を提出」とあるのは「入出力装置から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録」とする。

（報告者の使用に係る入出力装置の指定等）

第6条 報告者は、前項第1項の規定により採捕報告を電子情報処理組織を使用して行おうとするときは、あらかじめ、当該使用に係る入出力装置について採捕の数量等の報告に係る入出力装置の指定申請書（別記第2号様式）により知事の指定を受けなければならない。

2 略

3 報告者は、第1項の規定により指定を受けた入出力装置の使用を廃止したときは、採捕の数量等の報告に係る入出力装置の使用廃止届出書（別記第3号様式）により知事に届け出なければならない。

4 略

3 電子情報処理組織を使用して採捕報告をしようとする者についての前条第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「記載した第1種特定海洋生物資源採捕報告書（別記第1号様式。以下「報告書」という。）を提出」とあるのは「入出力装置（第6条第1項の規定により知事の指定を受けたものに限る。次項及び第3項において同じ。）から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録」とし、同条第2項及び第3項中「報告書を提出」とあるのは「入出力装置から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルに記録」とする。

（報告者の使用に係る入出力装置の指定等）

第6条 報告者は、前項第1項の規定により採捕報告を電子情報処理組織を使用して行おうとするときは、あらかじめ、当該使用に係る入出力装置について第1種特定海洋生物資源採捕報告に係る入出力装置の指定申請書（別記第2号様式）により知事の指定を受けなければならない。

2 略

3 報告者は、第1項の規定により指定を受けた入出力装置の使用を廃止したときは、第1種特定海洋生物資源採捕報告に係る入出力装置の使用廃止届出書（別記第3号様式）により知事に届け出なければならない。

4 略

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

(1) 第 3 条第 1 号に該当する漁業を営む者が報告をする場合

和歌山県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

報告者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第 77 号) 第 17 条第 3 項及び和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 (平成 8 年和歌山県規則第 89 号) 第 4 条の規定により、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等について、次のとおり報告します。

免許番号、許可番号、承認番号又は漁船登録番号		船 名	
------------------------	--	-----	--

採捕に係る第一種特定海洋生物資源				
名 称		陸揚げをした日 (年 月 日)	採 捕 の 数 量 (kg)	備 考
くろまぐろ	30kg未満			
	30kg以上			

備考

- 1 定置網漁業及び小型定置網 (共同) 漁業においては「免許番号」、小型定置網 (許可) 漁業においては「許可番号」、沿岸くろまぐろ漁業においては「承認番号」、その他くろまぐろ漁業においては「漁船登録番号」を記載のこと。
- 2 都道府県計画において、採捕の種類別又は海域別の数量を定める場合は、備考に漁業種類又は操業海域を記載のこと。
- 3 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(2) 第 3 条第 2 号に該当する漁業を営む者が報告をする場合

和歌山県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

報告者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第 77 号) 第 17 条第 3 項及び和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 (平成 8 年和歌山県規則第 89 号) 第 4 条の規定により、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等について、次とおり報告します。

許 可 番 号		船 名	
---------	--	-----	--

採捕に係る第一種特定海洋生物資源			
名 称	陸揚げをした日 (年 月 日)	採 捕 の 数 量 (kg)	備 考
まさば及びごまさば			
まあじ			

備考

- 1 都道府県計画において、採捕の種類別又は海域別の数量を定める場合は、備考に漁業種類又は操業海域を記載のこと。
- 2 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(3) 漁業を営む者に代わり、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（以下「漁協」という。）が報告をする場合

和歌山県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

報告者  
住 所  
漁協名 ○○漁業協同組合  
代表者氏名 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第17条第3項及び和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年和歌山県規則第89号）第4条の規定により、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等について、次のとおり報告します。

採捕に係る第一種特定海洋生物資源			名 称		採捕の数量 (kg)	備 考
住 所	氏 名	免許番号、許可番号、承認番号又は漁船登録番号	船 名	陸揚げをした日 (年月日)		

備考

- 1 報告は、漁業を営む者からの委任に基づき行うこと。
- 2 報告は、「くろまぐろ（30kg未満）」、「くろまぐろ（30kg以上）」、「まさば及びごまさば」又は「まあじ」の別に行うこと。
- 3 定置網漁業及び小型定置網（共同）漁業においては「免許番号」、小型定置網（許可）漁業及び中型まき網漁業においては「許可番号」、沿岸くろまぐろ漁業においては「承認番号」、その他くろまぐろ漁業においては「漁船登録番号」を記載のこと。
- 4 都道府県計画において、採捕の種類別又は海域別の数量を定める場合は、備考に漁業種類又は操業海域を記載のこと。
- 5 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

採捕の数量等の報告に係る入出力装置の指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第 77 号) 第 17 条第 3 項の規定による採捕の数量等の報告を電子情報処理組織を使用して行うため、使用する入出力装置の指定を受けたいので、和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 (平成 8 年和歌山県規則第 89 号) 第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとする入出力装置
  
- 2 指定を受けようとする入出力装置の設置場所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

採捕の数量等の報告に係る入出力装置の使用廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第 77 号) 第 17 条第 3 項の規定による採捕の数量等の報告を電子情報処理組織を使用して行うため指定を受けた入出力装置の使用を廃止したので、和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 (平成 8 年和歌山県規則第 89 号) 第 6 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 指定日及び番号
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 指定を受けた入出力装置
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 指定を受けた入出力装置の設置場所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「10日」とあるのは、「末日」とする。
- 3 この規則による改正前の和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。